

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
土曜日を  
（休日に  
あつた  
日は  
その  
翌日  
に  
繰り  
上げ  
る）

昭和41年7月15日 鳥取県公報 第5754号

告示 昭和四十一年六月定例県議会で六月十六日議決された昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和四十一年度鳥取県特別会計補正予算は、次のとおりである。  
土地改良区の花岡の就任等

## 告示

鳥取県告示第三百五十七号

昭和四十一年六月定例県議会で六月十六日議決された昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和四十一年度鳥取県特別会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十一年七月十三日

鳥取県長 石 橋 二 郎

昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算

昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）  
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216,429千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,828,429千円とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び明細区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
（歳入歳出予算の補正）  
第2条 歳入歳出予算の補正は、「第2表歳入歳出予算補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

款	項	修正前金額	修正額	計	歳入	
					修正前金額	修正額
6 使用料及び手数料	1 手数料	555,977	225	556,202		
	2 手数料	151,982	225	152,207		
7 国庫支出金	1 国庫負担金	8,319,428	18,511	8,337,939		
	2 国庫補助金	5,494,206	260	5,494,466		
	3 国庫補助金	4,742,695	17,561	4,760,256		
	4 貸付金元金	82,522	690	83,212		
	5 貸付金	50,000	72,447	122,447		
12 雑収入	1 雑収入	50,000	72,447	122,447		
	2 雑収入	1,358,600	125,266	1,483,866		
歳入	4 貸付金元金収入	1,012,999	100,875	1,113,874		
	5 雑事収入	94,495	20,132	114,627		
	7 雑収入	59,242	4,259	63,501		
歳入	合計	25,612,000	216,429	25,828,429		

出	項	補正前の額	補正額	計
1 雑費	1 雑費	103,707	14,123	117,830
	2 印刷費	1,500,024	12,900	1,512,924
	3 庶務管理費	510,544	4,228	514,772
	4 企業費	420,739	1,456	422,195
	5 庶務費	77,429	2,780	80,209
	6 人事課員費	2,123	122	2,245
	7 監査員費	14,973	43	15,016
	8 社会福祉費	516,387	543	516,930
	9 児童福祉費	527,763	8	527,771
4 薪	1 公衆衛生費	924,516	1,333	925,849
	2 公衆衛生費	505,707	832	506,539
	3 医薬費	202,784	80	202,864
	4 医薬費	199,558	4,292	203,850
5 労働費	1 労働費	41,175	5,500	46,675
	2 労働委員公費	17,592	792	18,384
	3 労働委員公費	3,245,275	131,812	3,377,087
6 森林水産費	1 漁業費	1,110,479	113,431	1,223,910
	2 漁業費	301,220	7,820	309,040
	3 漁業費	831,107	10,777	841,884

7 雑工費	1 雑工費	1,024,851	12,929	1,037,780
	2 雑工費	481,111	6,000	487,111
	3 雑工費	54,427	6,929	61,356
	4 雑工費	5,242,042	22,684	5,264,726
	5 雑工費	115,744	15	115,759
	6 雑工費	2,391,250	12,211	2,403,461
	7 雑工費	1,288,124	6,332	1,294,456
9 雑費	1 雑費	457,051	3,330	460,381
	2 雑費	1,093,037	4,337	1,097,374
	3 雑費	1,013,037	4,337	1,017,374
	4 雑費	5,905,962	8,404	5,914,366
10 教育費	1 教育費	495,129	1,404	496,533
	2 社会教育費	84,493	7,000	91,493
	3 保健体育費	42,317	0	42,317
出	計	23,612,000	216,429	23,828,429

第2条 佐所負担金補正  
1 追加

出	項	期	間	額	計
鳥取県庁舎及び土地費	1 鳥取県庁舎及び土地費	昭和42年1月1日	昭和42年1月1日	26,775	26,775
	2 鳥取県庁舎及び土地費	昭和42年1月1日	昭和42年1月1日	26,775	26,775
鳥取県立病院敷地	1 鳥取県立病院敷地	昭和42年1月1日	昭和42年1月1日	140,000	140,000
	2 鳥取県立病院敷地	昭和42年1月1日	昭和42年1月1日	140,000	140,000
鳥取県立病院敷地	1 鳥取県立病院敷地	昭和42年1月1日	昭和42年1月1日	47,543	47,543
	2 鳥取県立病院敷地	昭和42年1月1日	昭和42年1月1日	47,543	47,543
鳥取県立病院敷地	1 鳥取県立病院敷地	昭和41年1月1日	昭和41年1月1日	5,245	5,245
	2 鳥取県立病院敷地	昭和41年1月1日	昭和41年1月1日	5,245	5,245

昭和41年度鳥取県有料道路三朝高麗道路事業特別会計

補正予算

昭和41年度鳥取県の有料道路三朝高麗道路事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,640千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,640千円とする。
- 第2条 歳入歳出予算の補正の事項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1条歳入歳出予算補正」による。
- 第3条 地方債の変更は、「第2条地方債補正」による。

第1条 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 雑	1 雑	80,000	10,000	90,000
	2 雑	80,000	10,000	90,000
2 事業収入	1 事業収入	0	3,540	3,540
	2 事業収入	0	3,540	3,540
3 雑入金	1 雑入金	0	100	100
	2 雑入金	0	100	100
雑 入 合 計	1 雑 入 合 計	80,000	13,640	93,640
	2 雑 入 合 計	80,000	13,640	93,640

表 出

鳥取県北条郡北条町大字江北	千円	千円	千円	千円
鳥取県北条郡北条町大字北条	80,000	15,500	95,500	95,500
鳥取県北条郡北条町大字北条	80,000	15,500	95,500	95,500
出	80,000	15,500	95,500	95,500
計				

第2表 地方債補正

債名	元	正	補	正	補
鳥取県北条郡北条町大字江北	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県北条郡北条町大字北条	80,000	15,500	95,500	95,500	95,500
鳥取県北条郡北条町大字北条	80,000	15,500	95,500	95,500	95,500
出	80,000	15,500	95,500	95,500	95,500
計	80,000	15,500	95,500	95,500	95,500

鳥取県告示第百五十八号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任し、又は住所を変更した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。  
 昭和四十一年七月十三日  
 鳥取県知事 石 原 二 朗

北条砂丘土地改良区  
 退任した役員の名及び住所

理事 田川 武利 東伯郡北条町大字江北  
 中村 高一 大栄町大字東園  
 原田 仙松 北条町大字中原  
 任期満了により退任  
 就任した役員の名及び住所  
 理事 田川 武利 東伯郡北条町大字江北七七一七番地  
 岩垣 輝 弓原三七二  
 田原 一英 大栄町大字東園三八四  
 昭和四十一年四月二十五日通常総会において選挙の結果当選五月十日就任  
 上北条土地改良区  
 退任した役員の名及び住所  
 理事 生田 義平 倉吉市大塚  
 川本 常敏  
 健康不良による退任  
 変更した役員の名及び住所  
 変更前  
 理事 西谷 秀男 倉吉市古川沢二九五番地  
 変更後  
 理事 西谷 秀男 倉吉市古川沢二七五番地  
 砂丘土地改良区  
 退任した役員の名及び住所  
 理事 山下 寛正 倉吉市神谷  
 西山兼次郎

理事 山上 正之  
 山上 勉  
 景山 功久  
 景山 俊  
 景山 繁野  
 山上 秋徳  
 任期満了により退任  
 就任した役員の名及び住所  
 理事 山上 勉 倉吉市神谷二五三番地  
 山上 秋徳 二四一  
 山上 正之 二二八  
 山下 常正 一〇四  
 景山 俊 二〇〇  
 山上 沙 二四〇  
 景山 繁野 一八七  
 西山兼次郎 一一五  
 昭和四十一年五月一日通常総会において選挙の結果当選し五月十日就任  
 佐野井手土地改良区  
 退任した役員の名及び住所  
 理事 遠藤武次郎 東伯郡関金町大字関金南  
 西村 正  
 加藤 政夫  
 光村 大蔵

理事 河本 茂雄  
 鳥飼 貞好  
 鳥飼 清  
 石川 貞蔵  
 任期満了により退任  
 就任した役員の名及び住所  
 理事 西村 正 東伯郡関金町大字関金南五一〇番地  
 加藤 政夫 二七九  
 遠藤 用典 七二三  
 光村 大蔵 松河原九九五の二  
 岡本 清雄 六五四  
 石川 貞蔵 八〇七  
 理事 水田 義正 関金南一九三  
 鳥飼 貞好 松河原七五五  
 昭和四十一年三月十一日通常総会において選挙の結果当選し五月一日就任  
 南谷土地改良区  
 変更した役員の名及び住所  
 変更前  
 理事 光村 大蔵 東伯郡関金町大字松河原六四六番地  
 光 光治 関金南一、一四五の二  
 変更後  
 理事 光村 大蔵 東伯郡関金町大字松河原九九五番地の二  
 光 光治 関金南一、一四五

光村 大蔵

光 光治

天神野土地改良区

変更した役員の名及び住所

変更前

理事 坂根 林蔵 東伯郡関金町大字堀三二八番地の三

変更後

理事 坂根 林蔵 東伯郡関金町大字堀三二八番地の三

羽合土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 中井 英雄 東伯郡羽合町大字上浅津三二四番地

昭和三十九年七月十五日死亡により退任

変更した役員の名及び住所

変更前

理事 浅井 益三 東伯郡羽合町大字下浅津二三一番地の二

変更後

理事 浅井 益三 東伯郡羽合町大字下浅津二三一番地の三

宮本 良吉

久留八〇

上浅津二八三

の二

鳥取県告示第三百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任し、又は住所変更した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

示す。

昭和四十一年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

箕原土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 種子 精一 米子市下新印一〇〇番地

変更前

理事 坂根 林蔵 東伯郡関金町大字堀三二八番地の三

変更後

理事 坂根 林蔵 東伯郡関金町大字堀三二八番地の三

山道 富二

日吉津村大字富吉一、〇三八

堀田 章一

米子市東八幡一八四

小原 俊

一部一二

中本 正治 西伯郡伯仙町大字尾高一、四二六、の二

坂金 一彦

米子市浦津六六

船川 政雄

西伯郡伯仙町大字阿間六〇九、の四

村瀬 秀治

米子市二本木五六四

田辺 治男

古豊千六〇六

勝部 見

西伯郡岸本町大字道勝二二三

加下 長造

西伯郡日吉津村大字富吉一、一二七

高橋 十

米子市上野印二九三

今中 満通

古岡一九四

牛尾 英一

今在家一二七

池田 定夫

西伯郡江町大字佐陀一四八

池田 定夫

日吉津村大字日吉津三六〇

井筒 正美

岸本町大字吉長

後藤 秀雄

米子市二本木

練尾 孝通

古豊千

木嶋 辰男

古豊千

藤井 正三

赤井手

第一回總代会開催に伴い退任

就任した役員の名及び住所

理事 種子 精一

米子市下新印一〇〇番地

山道 富二

西伯郡岸本町大字吉長三六六

加川 雅光

道勝八三

船川 政雄

伯仙町大字阿間六〇九の一

昭和四十一年一月二十四日設立委員会の決議により三月一日就任 任期は第一回の總代会までとする  
変更した役員の名及び住所  
変更前  
理事 種子 精一 米子市下新印  
若松 宗知 古豊千  
山道 富二 西伯郡岸本町大字吉長  
富山常太郎 日吉津村大字富吉  
堀田 章一 米子市東八幡  
小原 俊 一部  
中本 正治 西伯郡伯仙町大字尾高  
坂金 一彦 米子市浦津  
船川 政雄 西伯郡伯仙町大字阿間  
村瀬 秀治 米子市二本木  
田辺 治男 古豊千

一、二〇〇  
理事 井筒 正美 岸本町大字吉長三六六  
後藤 秀雄 米子市二本木二八一  
練尾 孝通 米子市二本木二八一  
木嶋 辰男 古豊千三五六  
藤井 正三 赤井手三六六  
昭和四十一年一月二十四日設立委員会の決議により三月一日就任 任期は第一回の總代会までとする  
変更した役員の名及び住所  
変更前  
理事 藤井 正三 米子市赤井手四〇〇番地  
退任した役員の名及び住所  
理事 種子 精一 米子市下新印  
若松 宗知 古豊千  
山道 富二 西伯郡岸本町大字吉長  
富山常太郎 日吉津村大字富吉  
堀田 章一 米子市東八幡  
小原 俊 一部  
中本 正治 西伯郡伯仙町大字尾高  
坂金 一彦 米子市浦津  
船川 政雄 西伯郡伯仙町大字阿間  
村瀬 秀治 米子市二本木  
田辺 治男 古豊千

中本 正市 西伯郡西伯町大字尾高田一四二六、の二  
 黒田 美吉 米子市今在家三一五、  
 村松 嘉吉 米子市木五六四、  
 坂金 一彦 浦津六六、  
 吉田 和次 飯野七五、  
 今中 満通 吉野一九四、  
 井川 吉蔵 西伯郡西伯町大字佐陀五四三、  
 池田 定夫 日吉津村大字日吉津三六〇、  
 坂本 賢藏 七〇〇、  
 高山 常太郎 高吉一、〇三八、  
 監事 井筒 正美 日吉津一、二〇〇、  
 妹尾 享通 米子市二本木二八一、  
 藤井 正三 赤井手四〇〇、  
 金口 重男 西伯郡岸本町大字古長三一七、  
 船田 森男 米子市古登千六五四、  
 昭和四十一年三月三十日通常総代会において総選挙の結果当選し四月六日就任  
 買野村中谷土地改良区  
 退任した役員の名及び住所  
 理事 細田 為文 西伯郡西伯町大字朝金  
 新井 唯一 天万  
 岡田 滝雄 市山  
 山中 時雄 市山  
 岡田 民雄 市山

水江 弁 宮前  
 新井 一雄 宮前  
 岡田 一治 田住  
 加藤伊勢松 田住  
 吉持 友民 朝金  
 赤井 操 宮前  
 加藤 亮 宮前  
 高橋 亮一 市山  
 岡田 勲 市山  
 任期満了により退任  
 就任した役員の名及び住所  
 理事 加藤伊勢松 西伯郡西伯町大字田住九四一番地の二  
 古持 友茂 六三六、  
 岡田 茂雄 市山四三六、  
 岡田 勲 二五一、  
 山中 辨 三六五、  
 加藤 亮 宮前三一〇、  
 水江 弁 三七一、  
 長岡 育市 一九四、の二  
 新井 一雄 一五三、  
 岡田 一治 一四七、  
 赤井 操 朝金五九七、  
 細田 為文 一四五、  
 監事 小林 亮之 田住四三五、

・ 岡田 繁 市山八四二、  
 昭和四十一年二月十二日通常総代会において総選挙により当選し三月二十日就任  
 五千石井手土地改良区  
 変更した役員の名及び住所  
 変更前  
 理事 赤尾 豊市 米子市福市一、二一九番地  
 変更後  
 理事 赤尾 豊市 米子市福市七七三番地  
 豊田井手土地改良区  
 変更した役員の名及び住所  
 変更前  
 理事 船越 礼 米子市水浜一八番地  
 変更後  
 理事 船越 礼 米子市水浜二三番地の一  
 四ヶ塚土地改良区  
 退任した役員の名及び住所  
 理事 田子 守良 西伯郡西伯町大字境  
 田子 氏三、  
 天野 延太郎、  
 鷺見 恵一郎 米子市大後  
 小林 実、  
 吉田 明雄、  
 渡藤 孝雄、 下安養

長谷川 弘 青木  
 長谷川 芳重  
 監事 谷本 茂 大後  
 鷺見 重雄 大後  
 任期満了により退任  
 就任した役員の名及び住所  
 理事 田子 民三 西伯郡西伯町大字境二四八番地  
 丸山 美登 五五二、  
 渡辺 平一 六四三、  
 鷺見 恵一郎 米子市大後三七二、  
 吉田 明雄 二九六、  
 小林 実 三四二、  
 長谷川 芳重 青木五四四、  
 谷本 茂 八九二、  
 渡藤 孝雄 下安養一三〇、  
 監事 鷺見 重雄 大後二七八、  
 谷本 尚 青木六八三、  
 昭和三十九年四月二十日通常総代会において総選挙の結果当選し四月二十日就任  
 鳥取県倉庫第三百六十号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任し、又は住所を変更した時の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により

告示する。

昭和四十一年七月十三日

鳥取県知事 石 磯 二 朗

大井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

- 理事 河上 良三 西伯郡大山町所子
- 金田 貞義 福尾
- 金田 眞治 上野
- 角田 宇吉 福尾
- 片尾 典正 所子
- 山根 実 上野
- 門脇 武四郎 福尾
- 監事 国野 隆良 上野
- 山根 嘉一郎 所子

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

- 理事 河上 良三 西伯郡大山町所子二七二番地の二
- 金田 貞義 福尾三〇七
- 金田 眞治 上野二二二
- 片尾 典正 所子四三一
- 角田 弘人 福尾二八五
- 山根 実 上野一三三
- 門脇 武四郎 福尾五三八
- 監事 国野 隆良 上野一〇八の二

山根 嘉一郎 所子四一五の二

二十五日就任

退任した役員の名及び住所

- 理事 河上 良三 西伯郡大山町所子
- 金田 貞義 福尾
- 金田 眞治 上野
- 片尾 典正 所子
- 角田 弘人 福尾
- 山根 実 上野
- 門脇 武四郎 福尾
- 監事 国野 隆良 上野
- 山根 嘉一郎 所子

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

- 理事 河上 良三 西伯郡大山町所子二七二番地の二
- 金田 貞義 福尾三〇七
- 金田 眞治 上野二二二
- 片尾 典正 所子四三一
- 角田 弘人 福尾二八五
- 山根 実 上野一三三
- 門脇 武四郎 福尾五三八
- 監事 山根 嘉一郎 上野一八七
- 山根 嘉一郎 所子四五の二

昭和四十一年十一月十五日臨時總會において總選挙の結果当選し十一月二十五日就任

尾高井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

- 理事 井沢 豊 西伯郡岸本町大字上堀見
- 田中 信市 吉定
- 藍田 武一 岸本
- 山下 林太郎 押口
- 加川 幸雄 伯仙町大字福万
- 福島 為市 伯仙町大字福万
- 細田 亮福 岸本町大字遠藤
- 米沢 実 立岩
- 大沢 登龜男 吉定
- 高橋 寿雄 伯仙町大字石州府
- 伊達 重政 尾高
- 藤本 好治 岸本町大字吉定
- 中村 実雄 岸本町大字吉定
- 中本 廣治 伯仙町大字石州府
- 伊沢 性一 尾高

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

- 理事 山本 龍男 西伯郡岸本町大字上堀見三九八番地
- 米沢 実 立岩二二一
- 大沢 登龜雄 吉定六五七

八三四

岸本二九〇

押口一五

遠藤二二六

伯仙町大字石州府四三一

福万二九四

下福万二五八

尾高一、一六八

一、一八八

岸本町大字吉定八一九の二

伯仙町大字福万三三九

尾高一、一六二

理事は昭和三十九年九月一日總代会において總選挙の結果当選し、又監事は昭和三十九年五月五日總代会において總選挙の結果当選し昭和三十九年九月十四日就任

変更した役員の名及び住所

変更前

- 理事 大沢 登龜雄 西伯郡岸本町吉定六五八番地
- 松田 喜治 八三四
- 田守 増藏 伯仙町下福万二五八
- 変更後
- 理事 大沢 登龜雄 西伯郡岸本町吉定六五七番地
- 松田 喜治 六六〇の二
- 田守 増藏 伯仙町福万二三八

**原瀬池土地改良区**  
 退任した役員の名及び住所  
 理事 荒井 博之 東伯郡大栄町大字原  
 〃 上田 正明 〃  
 〃 川本 仍幸 〃  
 〃 水井 欣二 〃  
 〃 中本 良平 〃  
 〃 大坪 朝義 〃  
 〃 福井 義弘 〃  
 〃 沢住 照雄 〃  
 〃 福井 昇 〃  
 監事 山根 才二 〃  
 〃 田中 昇 〃

就任した役員の名及び住所  
 理事 沢山長太郎 東伯郡大栄町大字原一、〇七五番地  
 〃 荒井 博之 〃  
 〃 井上 金田 〃  
 〃 田中徳太郎 〃  
 〃 谷口 吉宗 〃  
 〃 谷口 幸晴 〃  
 〃 荒田栄之助 〃  
 〃 田中 昇 〃

八二二、  
 八五四、  
 八〇〇、  
 八三八、  
 一、一一一、  
 八二〇、

原田 武雄 七八一、  
 中本 良平 一、一二四、  
 監事 新見 長義 八〇七、の八  
 〃 米村 百一 八一九、

昭和四十一年一月二十四日の臨時總會において、總選挙の結果当選し一月二十五日就任  
 丹比村下徳丸土地改良区  
 就任した役員の名及び住所  
 理事 西尾 伊治 八頭郡八東町大字徳丸一、三七九番地  
 〃 中島 福義 〃  
 〃 田中 耕作 〃  
 〃 森下 次郎 〃  
 〃 山根 一也 〃  
 〃 田中 英雄 〃  
 〃 中阪 高明 〃  
 〃 木下 義典 〃  
 〃 尾高 広吉 〃  
 〃 竹内 則正 〃  
 〃 竹内 好実 〃  
 〃 竹内 孝 〃  
 〃 的場 秀敏 〃  
 〃 清水 一雄 〃

一、一七四、  
 一、一六九、  
 九四四、  
 一、三六一、  
 一、三八八、の一  
 一、一二九、  
 九二五、  
 一、三八一、  
 一、三五〇、  
 一、一七五、  
 一、一四三、  
 一、三七五、  
 一、一二四、

昭和四十年三月二十四日總會において、總選挙の結果当選し四月一日就任

**別台村土地改良区**  
 退任した役員の名及び住所  
 理事 川崎 茂 東伯郡別台町大字本下、四〇番地  
 〃 村口 春高 〃  
 〃 長瀬 一、二七一、  
 〃 長瀬 一、二七一、の二

鳥取県告示第三百六十一号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。  
 昭和四十一年七月十三日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

**中井手土地改良区**  
 退任した役員の名及び住所  
 理事 江原 英雄 西伯郡中山町大字栄田  
 〃 太田 慶治 〃  
 〃 手島 治敏 〃  
 〃 野川 延造 〃  
 〃 山西 勇康 〃  
 〃 前田 香松 〃

田中  
 田中  
 田中

増井 初敏 御崎  
 山本 松平 〃  
 田中 幸平 〃  
 〃 岩本 繁盛 〃  
 〃 江原 隆英 〃  
 〃 前田貞次郎 〃  
 〃 前田貞次郎 〃

任期満了により退任  
 就任した役員の名及び住所  
 理事 手島 光衛 西伯郡中山町大字田中五〇二番地の二  
 〃 森沢 勝 〃  
 〃 松田 貞輝 〃  
 〃 岩本 清 〃  
 〃 西山 虎雄 〃  
 〃 山本 松平 〃  
 〃 田口 英夫 〃  
 〃 野川 繁次郎 〃  
 〃 山西 勇康 〃  
 〃 中川 宗治 〃  
 〃 江原 隆英 〃  
 〃 前田 雪寿 〃

石井垣一三七、  
 栄田三五三、  
 三五九、  
 御崎三五六、  
 九六、  
 田中三一九、の二  
 一、二三、の二  
 七七二、  
 栄田三二七、  
 田中七〇九、

理事は昭和三十九年三月八日通常總會において、總選挙の結果当選し五月十五日就任  
 監事は昭和四十年三月六日通常總會において、總選挙の結果当選し五月十五日就任

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

昭和四十一年七月十五日 第三種郵便物認可  
鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県公報印刷部

## 告示

鳥取県告示第三百七十六号  
次の案件を付議するため、昭和四十一年七月二十日臨時県議会を鳥取市に招集する。  
昭和四十一年七月十九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
一 昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算  
一 昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算の専決処分承認について

尚徳三ヶ塚土地改良区  
退任した役員の名及び住所

- 理事 松浦 徳虎 米子市榎原
- 山脇 浩
- 松田 貞俊
- 十熊 頼
- 野見 喜一
- 綿谷 為春
- 栗本 貞雄
- 加藤 輔敏
- 加藤 力造
- 監事 岡 俊隆
- 山川 栄

任期満了により退任  
就任した役員の名及び住所

- 理事 山脇 巖 米子市榎原五二四番地
- 江原 広明 青木六五
- 横山 与明 榎原一、四三三
- 田辺 康 八三五
- 吉田 茂 八三六
- 野見 忠春 太安三六七
- 山川 栄 榎本二〇六
- 栗本 昭一 二二七
- 吉本 寿一 二〇二

監事 岡 俊隆 榎原四五七

加藤 孝巳 二七一

昭和四十一年四月十日西宮総会において臨時理事の結束当選し五月一日就任